

香取市市民課窓口業務委託

事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

香取市総務部市民課

香取市市民課窓口業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務を円滑かつ効率的に履行して質の高い市民サービスを提供するため、最新の知識及び豊富な経験を有する複数の事業者から提案を受け、契約の優先交渉者を選定するもの。

2. 業務概要

(1) 名称

香取市市民課窓口業務委託

(2) 履行期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

(3) 場所

香取市役所本庁舎1階市民課（千葉県香取市佐原口2127）

(4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(5) 仕様

香取市市民課窓口業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(6) 契約上限額

216,612,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳 令和6年度 36,102,000円

令和7年度 72,204,000円

令和8年度 72,204,000円

令和9年度 36,102,000円）

※金額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%として算出すること。

なお、発注期間中に税率の変更があった場合は市と協議のうえ調整を行う。

※各年度の上限額を超えないこと。

3. スケジュール（予定）

実施内容	日程
募集開始	令和6年 5月20日（月）から
質問受付期間	令和6年 5月20日（月）から 令和6年 5月27日（月）午後5時まで
質問に対する回答	令和6年 6月 3日（月）
参加表明書・提案書類 提出期限	令和6年 6月10日（月）午後5時まで
提案審査会（プレゼンテーション）	令和6年 7月 1日（月）
審査結果の通知	令和6年 7月 中旬
契約書締結	令和6年 8月 1日（予定）

4. 参加資格

提案審査会に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 過去3年以内に、類似業務の実績がある者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
 - ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない者
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得、又はISO27001（ISMS）の認証を受けている者。
- (4) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置を本業務の公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (5) 香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を本業務の公告日から受注予定者を特定するまでの間、受けていない者であること。
- (6) 経営状況及び経営規模において本業務の履行に支障がない法人であること。
- (7) 納税義務のある税を滞納していない者であること。

5. 質問及び回答の方法等

本要領及び仕様等に疑義がある場合は、次の方法により質問を行うことができる。

(1) 質問期限

令和6年5月27日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

ア. 次の項目を電子メールの本文に記載して送信すること。

電子メール以外の方法による質問は一切受付ない。

- (ア) 法人名
- (イ) 所在地
- (ウ) 担当者名
- (エ) 電話番号
- (オ) メールアドレス
- (カ) 質問内容

送信先：香取市総務部市民課（11参照）

電子メールの件名を「香取市市民課窓口業務委託に関する質問書」とし、電子メールの送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

イ. 質問は、各者1回限りとする。

ウ. 質問は、原則として本要領及び仕様書に関する内容に限る。

ただし、質問が審査の公平性の維持を目的とする場合など、本市が必要と判断する場合は上記以外の質問にも回答を行う。

(3) 回答日

令和6年6月3日(月)

(4) 回答方法

香取市ホームページに公表

6. 参加表明書・提案書の提出

提案審査会に参加しようとする者(以下「応募者」という)は、次の方法により参加表明書および提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月10日(月)午後5時まで 必着

(2) 提出書類

ア. 参加表明書(様式1)

イ. 提案書(様式2)

(ア) 提案書の内容は次の規格とする

- ・表紙 様式2
- ・サイズ A4
- ・印刷 両面印刷(表紙を除く)
- ・枚数 10枚以内(表紙を除く)

(イ) 本要領及び香取市市民課窓口業務事業者選定基準(以下「選定基準」という。)の内容を十分に考慮すること。

(ウ) 記載の順序は、選定基準に示す審査項目の順番と一致させること。ただし、審査項目と直接関係の無い内容(会社概要や独自のPR等)を途中に挿入することは妨げない。

(エ) 専門的な用語は極力利用せず、わかりやすく平易な表現とすること。

ウ. 会社概要(様式3)

エ. 業務実績一覧(様式4)

オ. 見積書(様式5)

※見積額の内訳書(各年度ごとに内訳がわかるもの)を添付してください。

カ. 関係書類

- ・印鑑証明書【提出期限日前3箇月以内に発行されたもの】
- ・登記事項証明書(商業・法人登記)【全部事項証明書(謄本)(履歴事項証明書)、提出期限日前3箇月以内に発行されたもの】
- ・納税証明書【本社の直近年度の国税(法人税・消費税)、都道府県税(事業税・都道府県民税)及び市町村民税すべての納税証明書(未納のないことが確認できるもの)、令和6年5月31日以降に発行されたもの】

- ・財務諸表【最新決算年度のもの、写し可】
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得、又はISO27001（ISMS）の認証を受けていることが証明できるもの。（双方の取得、認証を受けている場合は、どちらも提出すること）

(3) 提出方法

香取市総務部市民課に予め電話連絡のうえ、持参（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日）を除く日の午前9時から午後5時までとする）又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる）によること。

(4) 提出部数

8部（うち様式1、5及び関係書類は原本を各1部提出）

- ・様式2～4の書類をクリップ留め（ホチキス留め不可）したものを1部とする。
- ・様式1、5及び関係書類は、別途、封筒に入れること。

7. 参加の辞退

提案審査会への参加を辞退しようとする者は、次の方法により辞退を行うこと。

(1) 辞退期限

令和6年6月18日（火）午後3時まで

(2) 辞退方法

参加辞退届（様式6）を香取市総務部市民課に予め電話連絡のうえ、提出すること。

8. 審査会

(1) 開催日

令和6年7月1日（月） 時刻及び会場は、別途通知する。

（提案者が1者の場合でも審査を行う。）

(2) 提案方法

- ア. 提案20分、質疑応答10分とする。
- イ. 提案は、提案者が口頭にてプレゼンテーションを行うものとする。
- ウ. 提案に参加できる人数は、最大3名とする。
- エ. プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案書に基づくものとし、資料の追加は認めない。
- オ. 説明時は、資料等の投影を可とし、86型大型ディスプレイ（HDMI端子により接続）及び電源は事務局で用意する。その他、必要なものがある場合には参加者が用意すること。

(3) 審査方法

「香取市市民課窓口業務事業者選定基準」のとおり

9. 審査結果の通知

(1) 審査結果の通知日

令和6年7月中旬

(2) 通知方法

審査結果は、審査終了後、参加者に書面にて通知するとともに、香取市ホームページで公表する。

なお、評価の経緯及び結果に対する異議は受け付けない。

10. 留意事項

- (1) 参加表明、質問回答及び提案（以下「提案等」という）に伴い生じた一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 参加表明は、1者につき1件のみ行うことができる。
- (3) 本市が提供する資料は、提案等に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (4) 応募者は、本件に際して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (5) 応募者が提出した書類は、返却しない。
- (6) 応募者は、提出した書類の全部又は一部を変更することはできない。ただし、脱漏又は不明確な表示があった場合等において、本市が認めた場合はこの限りではない。
- (7) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
- (8) 応募者の責任において関係法令等を十分に確認すること。
- (9) 提案等に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (10) 本市は、応募者が提出した書類に虚偽の記載があった場合、当該提案を無効とすることができる。
- (11) 本市は、事務の遂行上やむを得ない事情等が発生した場合において、本要領に示す日程や時間を変更又は中止する場合がある。
- (12) (11)の場合において、応募者は異議を申し立てることはできない。また、損害を受けることがあっても、その賠償を請求することはできない。
- (13) 事業者選定に係る情報については、香取市情報公開条例（平成18年香取市条例第15号）に基づき、公開することを原則とする。
- (14) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律その他関係法令を遵守すること。

1 1. 事務局

- (1) 名 称 香取市総務部市民課戸籍住民班
- (2) 所 在 地 〒287-8501
千葉県香取市佐原口2127番地
香取市役所本庁舎1階
- (3) 電話番号 0478-50-1210 (直通)
- (4) Eメール shimin@city.katori.lg.jp